



# 日常の家事をお手伝いします！

## ☆ひとり親家庭等日常生活支援事業☆

ひとり親家庭等の方が生活環境の大きな変化や、就職活動、病気などのために一時的にお困りのとき、家庭生活支援員が家事をお手伝いします。利用には事前登録が必要です。

利用できる方（全てに該当していることが必要です。）

- ・市内在住のひとり親家庭等で、児童扶養手当の受給世帯と同等の所得水準世帯
- ・家事について、同居又は近隣在住の親族などの支援を受けることが困難な家庭
- ・他の制度（障害や介護など）のヘルパーを利用していない家庭
- ・原則として中学生以下の児童のいる家庭

**拡充しました！**

こんな時にお使いください

- ・生活環境の大きな変化（ひとり親となって間もない場合など）
- ・自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）
- ・社会的な事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等）

こんなお手伝いができます

- ・食事の準備、後片付け
- ・住居の掃除
- ・生活必需品等の買い物
- ・その他（洗濯など）  
※児童の保育はできません。



【対象外の家事】  
特別な料理、高所の作業、レンジフード・エアコンの清掃などはできません。

お手伝いの回数・時間など

**2回**（1回2時間、3か月以内）、乳幼児のいる家庭は4回  
派遣は原則午前9時～午後5時の間で、後日事業者と調整していただきます。

利用料金（1回2時間あたり）

生活保護世帯・市民税非課税世帯	児童扶養手当受給水準の世帯
なし	300円

家庭生活支援員について

- ・この事業は相模原市が年度ごとに事業者へ委託して実施します。
- ・委託事業者がホームヘルパー等の資格を持った家庭生活支援員をご家庭に派遣します。

《利用の流れについては裏面をご覧ください。》

## ○ひとり親家庭等日常生活支援事業 利用の流れ

### ①利用登録申請

お住まいの区の子育て支援センターへの来所、郵送、市ホームページからのWEB申請のいずれかの方法で、利用登録申請を行います。

### 申請が簡単にできます！

WEB申請はこちらからどうぞ

①右のQRコードから



②市ホームページで

事業名を検索

### ②利用登録決定

申請後2週間程度で、利用登録決定通知が届きます。自己負担額、利用登録期間、利用回数、委託事業者の連絡先などが記載されていることを確認します。



### ③派遣日程の調整

直接委託事業者に連絡して、家庭生活支援員の派遣を受ける日程を調整します。希望する家事の内容を伝えます。

### ④派遣の実施

自宅で家庭生活支援員の派遣を受けます。開始から終了までの間、ご本人は在宅していることが必要です。



### ⑤自己負担額の支払い

委託事業者に自己負担額を支払います。

※引き続き生活援助が必要な場合には、他の手段をご検討いただくこととなります。別のサービスの登録に時間がかかるなど、やむを得ない場合に限り、継続利用申請が可能です。

## ○お問い合わせ・利用登録窓口

お住まいの区の『こども家庭相談員』へ 来所の際は事前に電話で予約を取ってください。

受付時間 月～金（土・日・祝日はお休み） 午前9：00～午後5：00

○緑子育て支援センター TEL 042-775-8815

〒252-0143 相模原市緑区西橋本5-3-21（緑区合同庁舎3階）

※津久井保健センターでも事前予約により相談をお受けします（火曜日のみ）。

希望される方は緑子育て支援センターまでお問い合わせください。

○中央子育て支援センター TEL 042-769-9221

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-1（ウェルネスさがみはら1階）

○南子育て支援センター TEL 042-701-7700

〒252-0303 相模原市南区相模大野6-2-2-1（南保健福祉センター3階）

令和3年8月発行 相模原市子育て給付課 042-769-8232